

静止地球環境観測衛星の運用等事業 入札説明書・同添付資料の平成22年3月8日付修正に対する質問への回答

① 番号	② 修正番号	③ 資料名	④ 頁数	⑤ 行数	⑥ 項目	⑦ 質問	⑧ 回答
1	15	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	6	11	3_(1)_①_ウ	今回の修正において、基準金利確定日を当初の入札説明書等への記載（8号衛星が運営開始予定日どおりに運営を開始した場合、平成27年3月30日）より約9ヶ月早めることとされていますが、その場合、事業者（もしくは金融機関）として、その期間の金利変動リスクに係る何らかのヘッジ策を講じる必要があり、先スタートコスト等による金融費用増加など、資金調達コストの増大を招く恐れがあります。総事業費削減の観点からも、基準金利確定日を当初案のとおり（又は、今回修正案よりは遅い特定の日）に再度変更することをご検討くださいますようお願いいたします。	3月8日付修正のとおりとします。 なお、本修正は他の国のPFI事業と同様、運用開始後、国から支払われることとなるサービス対価に係る国の予算要求スケジュールに鑑みて、現実的なスケジュールを設定したものです。
2	18	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	7	3	3_(1)_②_ウ	今回の修正において、基準金利確定日を当初の入札説明書等への記載（9号衛星が運営開始予定日どおりに運営を開始した場合、平成28年12月29日）より約18ヶ月早めることとされていますが、その場合、事業者（もしくは金融機関）として、その期間の金利変動リスクに係る何らかのヘッジ策を講じる必要があり、先スタートコスト等による金融費用増加など、資金調達コストの増大を招く恐れがあります。総事業費削減の観点からも、基準金利確定日を当初案のとおり（又は、今回修正案よりは遅い特定の日）に再度変更することをご検討くださいますようお願いいたします。	No. 1を参照下さい。